

豊田駅南口周辺地区まちづくり協議会 会則

【名称】

第1条 本会の名称を、「豊田駅南口周辺地区まちづくり協議会」（以下「協議会」という。）とします。

【目的】

第2条 協議会は、日野市まちづくり条例に定める市民主体のまちづくりを進めるため、豊田駅南口周辺地区が土地区画整理事業により整備されるこの機会をとらえ、調和のとれた特色のあるまち並み形成を図るとともに、多様なまちづくり活動に取り組むことによって、将来にわたって、地域にふさわしいまちづくりを住民自ら行っていくことを目的とします。

【区域】

第3条 豊田駅南口周辺地区とは、別図に示す区域とします。

【会員】

第4条 協議会の会員は、次の各号のいずれかに当てはまり、かつまちづくりに意欲がある方とします。

（1）地区住民等

- ア 区域内に住所を有する者
- イ 区域内で事業を営む者
- ウ 区域内の土地又は建築物を所有する者
- エ 区域内の土地又は建築物について、対抗要件を備えた地上権又は賃借権を有する者

（2）区域内の関係団体の代表者等

- ア 区域内の商店会
- イ 区域内の自治会
- ウ 日野市商工会
- エ 豊田南土地区画整理審議会
- オ その他の団体の代表者等

（3）そのほか、本会の主旨に賛同し、区域のまちづくりに協力できる方

二 協議会への入会を希望する方は、会長宛に入会届を提出するものとします。なお、退会を希望する場合は、会長宛に退会届を提出するものとします。

【協議会の活動】

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行います。

（1）地域にふさわしいまちの将来像を検討します。

（2）将来像の実現のため、豊田駅南口周辺地区を対象に、街並みデザインガイドライン及びエリアマネジメント計画等からなる日野市まちづくり条例第15条に定める地区まちづくり計画の案を策定し、これを日野市長に提案します。

（3）住民に対し、報告会の開催やまちづくりニュースの発行等により情報提供や、意見の収集、協議会への参加の呼びかけ等を行い、まちづくり意識の高揚を図ります。

(4) 本条第1項第2号に定める地区まちづくり計画に基づき、調和のとれた特色のあるまち並み形成を図るとともに、多様なまちづくり活動に取り組みます。

(5) 地区まちづくり計画やその運用方法、協議会の組織運営等について検討し、必要に応じて見直しを行う等、まちづくり活動の推進に必要な検討を進めます。

(6) そのほか、第2条の目的の実現に向けて必要な活動を行います。

二 協議会は、会員による自主的な運営を基本とします。

三 協議会は、必要に応じて日野市職員及び専門家等の出席や資料の提供を求めることができるものとします。

【全体会及び部会】

第6条 協議会の活動を円滑に行うため、次の全体会及び部会をおくものとします。

(1) 協議会の活動全般について検討する全体会。

(2) 調和のとれた特色のある街並み形成に向けた街並みデザインガイドラインに関して検討する街並み部会。

(3) まちの環境管理、イベント及び街並みデザインガイドラインの運用に関して検討するエリアマネジメント部会。

(4) 上記のほか、協議会の活動を円滑に行うため、必要な部会。

【役員】

第7条 協議会に会長1名、副会長2名、会計1名、監事1名、部会長及び副部会長を各部会にそれぞれ1名以上置くものとします。なお、部会長及び副部会長は会長、副会長、会計と兼任することができるものとします。

二 前項の役員は、第4条第1項第1号又は第2号の会員の中から総会において選任します。

三 会長、副会長、会計及び監事は、相互に兼任することはできません。

【役員の職務および任期】

第8条 役員の役割は次のとおりとします。

(1) 会長は、協議会を代表し、協議会の運営を総括します。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理します。

(3) 会計は、協議会の会計事務を行います。

(4) 監事は、協議会の業務執行及び会計の状況を監査します。

(5) 部会長は、各部会の活動を分掌します。

(6) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはこれを代理します。

(7) 役員の任期は1年とし、再任を妨げないものとします。

【会議】

第9条 協議会の会議は、総会、役員会、全体会及び部会とします。

二 総会、役員会、全体会は会長、部会は部会長が招集し、招集者が議長となります。

三 総会は、年1回開催し、臨時総会及び総会以外の会議は必要に応じて開催することができるものとします。

四 総会は、総会名簿に掲載された会員の過半数の出席及び議決権行使書により成立します。

五 総会での議決事項は以下の事項とし、(1)、(2)に掲げる事項の議決は、会員のうち第4条第1項第1号に定める地区住民等の出席者及び議決権行使書の過半数によって決するものとし、その他の事項の議決は、総会名簿に掲載された会員の出席者及び議決権行使書の過半数をもって決するものとし、

(1) 地区まちづくり計画の案の策定及び日野市長への提案に関すること

(2) 会則の変更に関すること

(3) 役員を選任に関すること

(4) そのほか、協議会の運営上において重要な事項に関すること

六 役員会は会長、副会長、会計、監事、部会長及び副部会長で構成し、総会に付すべき事項及び協議会の運営に関する必要事項を検討し、決定します。

七 全体会、部会は第5条及び第6条に定める事項を検討し、会員相互で合意形成に努力し、その結果を総会に報告又は提案します。

【地区まちづくり計画の提案】

第10条 総会の議決を経て日野市長に対して地区まちづくり計画の案の提案をする場合は、日野市まちづくり条例第18条に基づき、案の募集、説明会の開催等その他必要な措置を講じ、住民の意見の反映に努めるものとし、

【事務局】

第11条 協議会の事務局は、会長の自宅又は事務所等に置きます。

【細則】

第12条 この会則に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定めます。

附則

この会則は、平成26年 月 日から施行します。

別図 豊田駅南口周辺地区の区域

豊田駅南口周辺地区：豊田南地区地区計画 店舗地区 A の範囲(約5.7ha)

